

委員会提出議案第4号

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日提出

提出者 議会運営委員長 大井 淳一郎

山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会議員政治倫理条例(平成24年山陽小野田市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第2項」を「第27条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第4号参考資料

山陽小野田市議会議員政治倫理条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）<u>第27条第2項</u>の規定に基づき、山陽小野田市議会議員（以下「議員」という。）が、政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、公正で開かれ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）<u>第28条第2項</u>の規定に基づき、山陽小野田市議会議員（以下「議員」という。）が、政治倫理の確立と向上に努め、主権者である市民の負託に応え、良心と責任感をもって政治活動を行い、公正で開かれ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>